

様式第3号（第13条関係）

会議録

会議の名称	定例庁議
開催日時	令和6年8月8日（木） 午前 9時34分から 午前10時38分まで
開催場所	朝霞市役所 別館2階 全員協議会室
出席者及び 欠席者の 職・氏名	【出席者】 富岡市長、神田副市長、二見教育長、稲葉市長公室長、 千葉危機管理監、須田総務部長、紺清市民環境部長、佐藤福祉部長、 堤田こども・健康部長、松岡都市建設部長、 村沢審議監兼まちづくり推進課長、田中会計管理者、 益田上下水道部長、太田議会事務局長、小島学校教育部長、 奥山生涯学習部長、神頭監査委員事務局長 （担当課1） 櫻井市長公室次長兼政策企画課長 齋藤同課主幹兼課長補佐、石崎同課政策企画係長、山本同課同係主任 （担当課2） 金子総務部次長兼財政課長、榎本同課主幹兼課長補佐 （担当課3） 久保田上下水道部次長兼水道施設課長 大塚上下水道総務課長、田中同課長補佐、櫻澤同課経営係長、 長島下水道施設課長、七里同課主幹兼課長補佐 （担当課4） 中谷財産管理課長、 堀川生涯学習部参事兼中央公民館長、松本同館長補佐 （事務局） 櫻井市長公室次長兼政策企画課長、 齋藤同課主幹兼課長補佐、染野同課政策企画係主事
議題	1 令和6年度朝霞市行政評価（内部評価）結果報告書（案） 2 予算編成基本原則 3 朝霞市下水道事業経営戦略の策定 4 中央公民館・コミュニティセンター長寿命化改修工事 5 令和6年第3回朝霞市議会定例会提出議案

会議資料	【資料１】令和６年度朝霞市行政評価（内部評価）結果報告書（案）概要 【資料２】令和６年度朝霞市行政評価（内部評価）結果報告書（案） 【資料３】予算編成基本原則 概要 【資料４】予算編成基本原則 【資料５】朝霞市下水道事業経営戦略 概要版 【資料６】朝霞市下水道事業経営戦略（案） 【資料７】朝霞市中央公民館・コミュニティセンター長寿命化改修工事の概要 【資料８】朝霞市中央公民館・コミュニティセンター改修及び長寿命化工事に係るスケジュール 【資料９】朝霞市中央公民館・コミュニティセンター長寿命化改修工事の図面 ・令和６年第３回朝霞市議会定例会提出議案（第６０号～第８５号）	
会議録の 作成方針	☐ 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	☐ 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	☒ 要点記録	
	☐ 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の 当該電磁的記録の保存期間	☐ 会議録の確認後消去 ☐ 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁	
傍聴者の数	—	
その他の 必要事項	なし	

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

【開会】

【議題】

1 令和6年度朝霞市行政評価（内部評価）結果報告書（案）

【説明】

（担当課1：石崎政策企画課政策企画係長）

令和6年度朝霞市行政評価外部評価結果報告書案について、資料1に基づき説明する。

報告書の構成については、Ⅰとして、行政評価制度の概要、Ⅱとして、令和5年度に実施した施策ごとの行政評価の結果、Ⅲとして、結果の活用と制度の改善について記載している。

令和5年度行政評価の結果について

「（1）行政評価の概要」については、報告書（案）の5ページに記載している。令和3年度から開始された後期基本計画の中柱に当たる79の政策すべてについて、各所管課で評価を実施しており、評価の一覧は、報告書（案）の30ページ、31ページに掲載している。評価方法としては、施策ごとに、後期計画終了時の目標に対する進捗度と必要性の2項目について評価を行う。各評価は1から4までの4段階で行い、数字が大きいものほど進捗が良く、必要性が高いという評価になる。

「（2）施策の分析」については、報告書（案）の5ページ、6ページに掲載している。79の全ての施策について、傾向分析を行っている。

「①施策の進捗度」については、79施策のうち78施策が4の「極めて順調」または3の「概ね順調」の評価で、1施策が2の「やや遅れている」の評価となる。前年度は6施策が2の「やや遅れている」評価となるので、前年度と比較し、上向きの評価になる。

「②施策の必要性」については、79施策のうち、10施策が4の「社会的なニーズは増加傾向にある」、69施策が3の「社会的なニーズは現状と変わらない」の評価で、2や1の評価はなかった。

「③施策の進捗度と必要性」については、クロス分析を行ったところ、「進捗度が4、必要性が4」の施策と「進捗度が2、必要性が3」の施策がそれぞれ1施策である。

なお、参考として資料1にそれぞれの施策の概要を掲載している。

「④政策分野のまとめ」として、総合計画において、六つに区分された政策分野について、その大柱ごとの進捗度をグラフに表すとともに、成果や課題などについて記載している。こちらは施策評価シートをもとに、所管課、所管部で内容を作成したものになる。

以上が、令和5年度の行政評価の結果の概要である。

なお、報告書の「その他の内容」として、28ページには、行政評価結果の活用と改善について記載しており、29ページから33ページに参考資料として「行政評価実施要綱」、「施策一覧」、「施策評価シート」の様式を掲載している。

説明は以上となる。

（稲葉市長公室長）

本件は、政策調整会議にて審議を行ったが、質疑等はなかったため、原案のとおり庁議に諮ることとした。

【質疑等】

なし

【結果】

原案のとおり決定する。

【議題】

2 予算編成基本原則

【説明】

(担当課 2 : 金子総務部次長兼財政課長)

予算編成基本原則について説明する。

「資料 3 予算編成基本原則 概要」について、これまでは次年度の当初予算編成に関して、8月の実施計画作成における枠配分額を提示する際に「実施計画調書に付随する予算要求要領」を、10月の予算要求の際に「当初予算編成方針」を全庁に通知していた。予算編成の基本的な考え方は、当初予算だけでなく補正予算においても変わらないため、「予算編成基本原則」として統一的に活用できるよう改めるものである。

なお、「当初予算編成方針」は次年度の対応すべき点などをまとめて、例年通り10月に通知する予定である。

内容について、資料4に基づき説明する。

基本原則、歳入に関する事項、歳出に関する事項と三つの構成で、これまでの「予算編成方針」をもとに作成している。主に修正、追加した点について説明する。

1 ページについて

「1 基本原則」については、(2) 行政評価の反映と事務事業の見直しとして、二つ目にある、「新規・拡充事業は、既存事業の効果を検証し、見直しや再構築を行うなど、スクラップアンドビルドに努める。」を追加している。

(5) 総計予算の計上として、「一会計年度における実際の収入および支出は全て歳入歳出予算に計上する。」を追加している。

3 ページについて

「3 歳出に関する事項」について、(4) 需用費として、一つ目にある、「用紙類は電子化の推進など紙の削減を検討し計上する。」を追加している。

4 ページについて

(5) 役務費として、二つ目にある、「郵便料については、郵送の廃止や郵送回数、他の手段での対応など、見直しを検討した上で計上する。」を追加している。

(6) 委託料として、三つ目に指定管理料について記載しているが、こちらは政策調整会議での意見を受けて、公募により指定管理となったものについては、契約額が確定しているので、この説明文には該当しないため、「随意指定したもの」を追加し、修正している。

(7) 使用料及び賃借料として、二つ目にある「土地及び建物の借上料については、財政負担を考慮の上、地権者と協議を行い計上する。」を追加している。

以上が修正、追加した点である。

なお、この「予算編成基本原則」については、今回承認いただいた後、次年度の当初予算編成に関連して、今月、実施計画作成における枠配分額を提示するので、その際に補正予算を含めた予算編成の基本的な考え方として、全庁に周知したいと考えている。

また、10月に通知する「当初予算編成方針」では、国の方針や経済状況、さらに本市の財政状況と今後の見通しなどを含めた形で提示を考えている。

説明は以上となる。

(稲葉市長公室長)

本件については、政策調整会議で審議をしている。

政策調整会議の審議結果を報告する。

「3 歳出に関する事項」の(6)委託料の三つ目にある、「指定管理料については、公募の指定管理については5年間で金額が決定しているため、随意指定の指定管理者に限定した書き方にしていきたい。」という意見に対し、「検討する」との回答があった。

なお、この点について、本日の資料は指摘に基づき修正を行っている。

これらの質疑の結果、指摘のあった内容について検討し、庁議に諮ることとした。

【質疑等】

なし

【結果】

原案のとおり決定する。

【議題】

3 朝霞市下水道事業経営戦略の策定

【説明】

(担当課3：大塚上下水道総務課長)

「朝霞市下水道事業経営戦略の策定」について、「資料5 概要版」に基づきポイントを絞って説明をする。

なぜ経営戦略を策定するかについてであるが、下水道含む公営企業は、保有する施設の老朽化に伴う大量更新期の到来や、人口減少に伴う料金収入の減少等の課題に適切に対応するため、中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を策定することが総務省から要請をされている。

このため本市の下水道事業が、今後10年間で実施すべき事業と財源の見通しを均衡させ、将来にわたって経営の安定化を図るため、経営戦略を策定するものである。

一番上の囲み、「下水道事業の現状と課題」だが、本市の下水道事業は、昭和48年に事業認可を取得し、污水管渠は昭和48年から、雨水管渠は昭和52年から整備が開始されている。しかしながら、下水道管の耐用年数は一般的に50年であり、今後20年以内に更新時期を迎える管渠が急増していく状況にある。具体的には令和6年度から令和15年度までの10年間に耐用年数を迎える管渠が污水管では約65km、雨水管では約100km、さらに令和16年からの10年間では、污水管が約130km、雨水管は約40kmの管渠が更新時期を迎えることになり、今後下水道施設の老朽化に伴う対策費用の増加が見込まれる。

一方で下水道使用料については、公共下水道を供用開始し、料金徴収を開始した昭和57年から、消費税の改定を除き一度も見直しを行っておらず、使用料単価が污水处理原価を下回るいわゆる逆ザヤの状況が続いている。

資料5の2ページ目に、令和4年度末現在の埼玉県内の下水道使用料の状況を添付している。一般家庭用の20m³で見ると県内では戸田市について2番目に低い使用料となっている。

上から２番目の囲み、「今後の主要事業の予定」だが、本編では、主な維持管理事業として、下水道ストックマネジメント計画に基づく施設の計画的かつ効率的な管理を行うことや旧暫定逆線引き地区の汚水整備を進めること、また雨水管理総合計画に基づく浸水対策工事を進めることを記載している。概要版では今後１０年間にかかる老朽化対策事業費の見込みを掲載している。

続いて、一番下、財政収支計画について、本編では安定経営のための留意点として、「財政収支の将来見通し」、「事業の実施方針」、「安定した事業を行うための財源の検討」を示しており、支出の面では下水道ストックマネジメント計画に基づく長寿命化対策や不明水対策により、経費縮減に取り組むとともに、安定した経営基盤の強化を図るため、適正な下水道使用料の水準について検討することを記載している。

最後に策定後の経営戦略は、PDCAサイクルにより、５年ごとを目安に見直しを行うとともに、社会情勢の変化等により計画と著しいかい離が生じた場合には、その都度見直しを検討する。

今後のスケジュールについて、８月２３日に開催する全員協議会で説明を行い、市民コメント等の事務を進め、公表を行いたい。説明は以上となる。

(稲葉市長公室長)

本件については、政策調整会議で審議をしている。

政策調整会議の審議結果を報告する。

「下水道使用料には、下水管のうち雨水管の部分も含むのか。」との質疑に対し、「下水道は、雨水公費、汚水私費の原則のため、雨水は一般財源から繰り入れし、汚水は使用料で賄う。経営戦略内ではそれらを整理して策定する。」との回答があった。

次に、「経営戦略は何年から運用なのか。」との質疑に対し、「令和６年度から１０年間で、公表後からの運用となる。」との回答があった。

次に、「前回も全員協議会には報告したのか。他の計画では総合計画しか報告していないと思うが、必要なのか。」との質疑に対し、「水道事業で先行して策定した経営戦略は報告をしたため、下水道事業でも報告をした方が良いのではないかと判断した。また、公営企業会計で独立採算制のため、他の計画とは性質が異なる。企業経営の上での方向性を示すものであるため、全員協議会に報告した方が良いと考える。」との回答があった。

これらの質疑の結果、原案のとおり庁議に諮ることとした。

【質疑等】

なし

【結果】

原案のとおり、決定する。

【議題】

４ 中央公民館・コミュニティセンター長寿命化改修工事

【説明】

(担当課４：堀川生涯学習部参事兼中央公民館長)

中央公民館・コミュニティセンター長寿命化改修工事について説明する。

中央公民館・コミュニティセンターは、朝霞市公共施設等マネジメント実施計画に基づき、来年度長寿命化改修工事を実施する予定で、昨年度から今年度にかけて設計業務

を行っている。

基本設計が7月末に終了したため、改修の概要と概算の工事費などについて説明する。

資料7の改修概要、建物概要については記述のとおりとなる。3の主な改修内容だが、昨年度行った建物の劣化状況調査の結果を踏まえ、重度中度劣化の項目について改修し、併せて機能向上を図るものとする。重度劣化は早急に対応が必要とされているもの、中度劣化は対応が必要とされているもの、軽度劣化は経年相応の劣化はあるが、特に問題なしとされているものとなる。

改修内容について説明する。併せて資料の9をご覧いただきたい。機能回復については、屋上防水、外壁改修、受変電設備更新、空調改修、ホール設備、外構改修である。

機能向上については資料9の1枚目、左側にシンボルロードに面する壁を半分ほど撤去し、駐輪スペースを北側に移動、談話室である「カフェこりす」の前のスペースにキッチンカー等が入ることのできるイベントスペースを確保したいと考えている。

バリアフリー化については、トイレ洋式化、授乳室、受付窓口のローカウンター化等の対応とする。

環境対応については、照明LED化、駐車場緑化ブロック化、太陽光発電設備設置等を行う。

資料7の2ページ目については、災害対策本部代替機能の確保として、市役所本庁舎が震災等により被災した場合、災害対策本部を設置する代替施設とするため、非常時の電力確保のために発電設備容量を増設するほか、改修に合わせ防災機能を持たせるものとする。

スケジュールについては、資料8を併せてご覧いただきたい。設計は令和6年2月28日から令和7年3月14日までである。工期は、令和7年9月から令和8年8月まで全館を休館として行う予定である。

議会については、基本設計が終わったため、8月23日の全員協議会に付議したいと考えている。

令和7年度に契約締結の議案を上程し、9月から工事を行う予定である。

事業費については、設計委託料は令和5年度、6年度の継続費で4,784万4,500円、基本設計想定工事費は12億3,797万6,000円、工事管理費は6,189万9,000円である。説明は以上となる。

(稲葉市長公室長)

本件については、政策調整会議で審議をしている。

政策調整会議の審議結果を報告する。

まず、「正面にある門扉を撤去し、植込の工事も行いうようであるが、その際、地区計画で1.5m壁面後退をしなくてはならないとなっている。地区計画前から塀があるため、中の工事を行っても壁面後退はしなくてよいが、一旦壁を壊して建て直す場合は壁面後退が必要となるが、調整はしているか。」との質疑に対し、「所管課であるまちづくり推進課と協議を行った結果、今回は塀を壊すのみのため、壁面後退は必要ないとの回答を得ている。」との回答があった。

次に、「ヒアリンググループはホールに付けないのか。(仮称)福祉等複合施設や武道館にも設置予定であるため、中央公民館にも必要なのではないか。」との質疑に対し、「ヒアリンググループについては、中央公民館では備品対応としたいと考えている。費用は40～50万円となる見込みである。」との回答があった。

次に、「長寿命化改修工事のみではなく、他の、休館しなくては点検できないもの等への対応は行うのか。」との質疑に対し、「点検等は必要である箇所については、休館の時期を活用したい。」との回答があった。

次に、「レストランについて、今後の営業はどういう予定か。」との質疑に対し、「改修までは現行のレストランに営業いただく予定だが、その後、談話室のスペースを使用して営業いただける業者があるかリサーチする。現状のレストランは改修前で一旦契約終了の予定である。」との回答があった。

次に、「休館中の中央公民館職員と女性センターの職員はどのように業務を行う予定か。」との質疑に対し、「中央公民館の職員については、休館により、利用団体が中央公民館を使えないことから、南朝霞公民館と東朝霞公民館の休館日を開館するため、その2館のシフトに入る予定である。また、事務室としては図書館の会議室を使用する方向で調整している。女性センターは庁舎内を含めて検討していると聞いている。」との回答があった。

最後に、「改修計画を策定する際に市民の意見は聞いたのか。また、審議会の意見は聞いたのか。」との質疑に対し、「利用団体への説明は昨年度行い、要望をいただいた。令和6年5月19日に意見交換会を開催し、利用団体だけでなく市民から意見をいただいた。また、公民館の窓口にアンケートボックスを設置した。今回の改修に意見を盛り込む予定としている。公民館及びコミュニティセンターの審議会からも意見をいただいている。」との回答があった。

これらの質疑の結果、原案のとおり庁議に諮ることとした。

【質疑等】

なし

【結果】

原案のとおり、決定する。

【議題】

5 令和6年第3回朝霞市議会定例会提出議案

【説明】

(須田総務部長)

議案第60号は、令和5年度(2023年度)朝霞市一般会計歳入歳出決算認定についてである。

令和5年度の決算額は、歳入が549億4,354万3,358円、歳出は527億8,917万2,770円で、差し引き残額は21億5,437万588円となった。

この残額から継続費通次繰越額、繰越明許費繰越額及び事故繰越し繰越額を差し引いた翌年度繰越額は14億2,776万2,075円である。

歳入歳出の概要のうち、まず歳入について、市税は243億8,105万4,733円で、歳入総額の44.4%を占めている。

地方譲与税は、自動車重量譲与税などで2億2,858万5,000円、地方消費税交付金は31億5,981万4,000円の交付となっている。

地方交付税は4億7,799万7,000円で、普通交付税3億943万円、特別交付税1億6,856万7,000円が交付されている。

分担金及び負担金は、保育園入園児童保護者負担金などで6億8,517万4,118円となる。

使用料及び手数料は、自転車等駐車場使用料や一般廃棄物処理手数料などで、7億5,219万3,957円となる。

国庫支出金は、生活保護費負担金や子どものための教育・保育給付交付金、児童手当交付金のほか、障害者自立支援給付費負担金などで、１１６億９，９５４万５，３１６円となる。

県支出金は子どものための教育・保育給付費負担金、障害者自立支援給付費負担金をはじめ、児童手当負担金、個人県民税徴収委託金などで、３６億７，３５８万３，２７３円となる。

繰入金は、財政調整基金や公共施設マネジメント基金の繰入金などで、２５億１，０６１万４，４４１円となる。

繰越金は、前年度からの繰越事業に係る分を含め、２８億２，９１６万６，９９０円となる。

諸収入は、学校給食費受入金や資源ごみ売払代金のほか、指定管理料精算金などで、１２億５，８０１万３，７５２円となる。

市債は、(仮称)宮戸二丁目公園整備事業債、橋梁改修事業債、臨時財政対策債など２７件で、２０億９，８３９万７，０００円の借入れとなる。

次に歳出だが、議会費は、会議録調整等委託料などで２億７，４０２万２，９１０円を支出し、総務費は、公共施設マネジメント基金積立金や文化スポーツ振興公社補助金、住民情報システム借上料などで、６５億５，０２３万７７４円を支出している。

民生費は、介護給付・訓練等給付費負担金や児童手当をはじめ、子どものための教育・保育給付負担金や生活保護費などで、２７３億６，４１９万８，３２６円を支出している。

衛生費は、各種個別予防接種委託料や出産・子育て応援給付金のほか、ごみ焼却処理施設補修工事などで、４２億６，４１７万７，９８２円を支出している。

労働費は、労働・社会保険相談業務委託料などで、１６６万５，２８９円を支出している。

農林水産業費は、市民農園整備工事などで、７，０３４万９，９８７円を支出している。

商工費は、産業文化センターの指定管理料や小口等融資貸付預託金などで、１億６，３５７万６，１５７円を支出している。

土木費は、(仮称)宮戸二丁目公園用地購入費や下水道事業会計負担金のほか、街路用地購入費などで、４５億１，５９７万５，５２３円を支出している。

消防費は、朝霞地区一部事務組合消防負担金や消火栓新設及び維持管理費負担金などで、１５億５６４万６，０５４円を支出している。

教育費は、学校の給食賄材料費のほか、第六小学校及び第九小学校校舎増築工事などで５０億１６０万６，４７１円を支出している。

公債費は３０億７，７７１万７，２５３円を支出している。

以上が歳出の主なものだが、この中には前年度からの繰越事業分も含まれている。

(堤田こども・健康部長)

議案第６１号は、令和５年度（２０２３年度）朝霞市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてである。

本決算は、歳入決算額は１０９億７，５４９万７５０円、歳出決算額は１０８億５０４万６，１５１円、歳入歳出差引残額は１億７，０４４万４，５９９円となり、翌年度への繰越金とするものである。

歳入の概要について、国民健康保険税は、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の合計で２５億８，５９６万５，２８８円となる。

県支出金は、保険給付費等交付金として７３億１，８２１万５，６３５円を受け入れる

ものである。

繰入金は、８億３，８０５万７，９７０円となり、保険基盤安定繰入金、事務費繰入金、その他繰入金など一般会計からの繰入金である。

繰越金は、１億８，９４６万５，９６６円となり、前年度繰越金である。

歳出の概要について、保険給付費は、一般被保険者療養給付事業や一般被保険者高額療養費支給事業などで、７１億５，９３２万７，７４９円となる。

国民健康保険事業費納付金は、一般被保険者医療給付費納付事業、一般被保険者後期高齢者支援金等納付事業、介護納付金納付事業などで３４億４１９万３，４４７円を支出している。

保健事業費は、特定健康診査等事業費などで１億３，７４７万３，４５１円となる。

基金積立金は、財政調整基金などで１，２４８万８７６円となる。

諸支出金は償還金などで４，６２９万３，７９１円となる。

最後に、令和６年３月３１日現在の国民健康保険の被保険者の状況であるが、世帯数は１万５，８０１世帯で、市全体の世帯数から見た加入率は２２．３７パーセントである。被保険者数については、２万２，１６０人で、同じく人口から見た加入率は１５．２３パーセントとなる。前年度と比べると、世帯数で１７４世帯の減、被保険者数では４６４人の減となる。

（佐藤福祉部長）

議案第６２号は、令和５年度（２０２３年度）朝霞市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてである。

歳入決算額は９２億１，２２６万３，９２６円となり、対前年比６．５６パーセントの増となる。歳出決算額は８７億４，７４０万２，８１２円となり、対前年比６．５４パーセントの増になり、歳入歳出差引残額は４億６，４８６万１，１１４円となる。

まず、歳入の主なものとして、保険料は６５歳以上の第１号被保険者保険料として１８億６，８２０万１，４５１円となる。

国庫支出金は、介護給付費負担金などで１９億２，２００万５，６９３円となる。

支払基金交付金は、介護給付費交付金交付金などで２２億２０万８，０００円となる。

県支出金は、介護給付費負担金などで１３億１，７４６万６，０００円となる。

繰入金は、一般会計繰入金などで１４億６，８４６万７，２０１円となる。

歳出について、総務費は、賦課徴収事業や介護認定審査、認定調査事業などで１億１，３５２万５，４７２円となる。

保険給付費は、介護等サービス等諸費や介護予防サービス等諸費などで７７億３，５２８万２，１６６円となる。

地域支援事業費では、介護予防生活支援サービス事業費や一般介護予防事業費などで、４億４，５４５万１，８１５円となる。

基金積立金は、介護保険保険給付費支払基金積立金などで１億２，２７９万２，５７９円となる。

最後に、第１号被保険者数では、令和６年３月３１日現在、合計２万８，５１３人となり、前年度と比較すると３０２人増加し、１．０７パーセントの増となっている。

また、要介護、要支援認定者数では、令和６年３月３１日現在、総数５，１６４人となる。

（堤田こども・健康部長）

議案第６３号は、令和５年度（２０２３年度）朝霞市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてである。

本決算は、歳入決算額15億6,811万6,422円、歳出決算額15億6,456万1,465円で、歳入歳出差引残額は355万4,957円となり、令和6年度への繰越金とするものである。

歳入の概要について、後期高齢者医療保険料は、特別徴収保険料と普通徴収保険料を合わせて13億898万5,800円となる。

繰入金は、一般会計からの事務費繰入金及び低所得者等への保険料軽減に係る保険基盤安定繰入金で2億4,841万7,055円である。

繰越金は、前年度の精算に伴う繰越金で、838万9,066円である。

諸収入は、保険料還付金などで、232万4,501円である。

歳出の概要について、総務費は、一般管理事務費と徴収事業で1,758万7,904円となる。

後期高齢者医療広域連合納付金は、市で徴収した後期高齢者医療保険料などを埼玉県後期高齢者医療広域連合へ納付するもので、15億3,816万7,695円となる。

諸支出金は、保険料還付事業などで、880万5,866円を支出している。

最後に、令和6年3月31日現在の被保険者数の状況であるが、埼玉県後期高齢者医療広域連合の報告によると、75歳以上が1万5,226人、65歳以上75歳未満で障害認定を受けた方が84人、合計1万5,310人となり、前年度と比較すると480人、3.24パーセントの増加である。

(益田上下水道部長)

議案第64号は、令和5年度(2023年度)朝霞市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてである。

業務の状況について、令和5年度末の給水戸数は7万80戸で、普及率は100%である。

年間総給水量は1,529万4,220立方メートルで、このうち県水受水量は1,137万2,104立方メートルで、受水率は74.4パーセントである。また、年間総有収水量は1,428万8,710立方メートルである。

次に令和5年度の決算の概要について、まず、収益的収入及び支出であるが、収益的収入は26億8,777万4,940円で、主なものは収入総額の77.6パーセントを占める水道料金のほか、水道利用加入金などである。

収益的支出は、21億4,997万2,104円で、主なものは県水受水費のほか、職員人件費、委託料、修繕費、減価償却費などである。収益的収支の差し引き金額は5億3,780万2,836円である。

資本的収入及び支出について、資本的収入は11億4,223万4,000円で、主なものは企業債である。

資本的支出は、20億205万7,421円で、主なものは建設改良費で、令和4年度から令和5年度までの継続事業で行った泉水浄水場No.6配水ポンプ他更新工事のほか、水道施設耐震化事業、老朽管更新及び水压不足改善事業などである。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する8億5,982万3,421円については、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金、減債積立金及び建設改良積立金で補てんを行っている。

剰余金の処分については、当年度末処分利益剰余金のうち、2億4,777万9,545円を資本金へ組み入れ、減債積立金に2億90万1,000円、建設改良積立金に2億90万1,863円を積み立てる案としている。

(益田上下水道部長)

議案第65号は令和5年度（2023年度）朝霞市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてである。

業務の状況について、令和5年度末の汚水処理戸数は6万8,095戸である。年間汚水処理水量は1,665万4,812立方メートルである。また、年間総有収水量は1,424万7,1969立方メートルである。

次に令和5年度の決算の概要について、収益的収入及び支出についてであるが、収益的収入は20億7,822万9,049円で、主なものは収入総額の約46.8%を占める下水道使用料のほか、一般会計から繰り入れる雨水処理負担金などである。

収益的支出は、18億735万8,858円で、主なものは職員人件費のほか、委託料、修繕費、荒川右岸流域下水道維持管理負担金、減価償却費などである。

収益的収支の差引金額は、2億7,087万161円である。

資本的収入及び支出について、資本的収入は7億7,429万9,248円で、主なものは企業債、国庫補助金などである。

資本的支出は10億9,000万7,409円で、主なものは建設改良費で、支線7号線他下水工事などの汚水整備事業のほか、大字溝沼地内調整池築造工事などの雨水整備事業である。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する3億4,490万8,161円については、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、損益勘定留保資金などで補てんを行っている。

剰余金の処分については、当年度末処分利益剰余金のうち、1億1,531万円を減債積立金に、1億1,530万9,239円を建設改良積立金に積み立てる案としている。

（須田総務部長）

議案第66号は、令和6年度（2024年度）朝霞市一般会計補正予算第4号についてである。

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ、19億569万7,000円の増額、累計額547億713万2,000円となる。

歳入について、地方特例交付金は交付額の確定により、1,895万7,000円の減額となる。

地方交付税は普通交付税の算定結果に伴い、8,000万円の減額となる。

国庫支出金は、社会資本整備総合交付金などを減額する一方で、児童手当交付金などを増額し、3億715万5,000円の増額となる。

県支出金は、児童手当負担金などを増額し、711万6,000円の増額となる。

財産収入は、自動販売機用敷地貸付料の増額で199万3,000円の増額となる。

寄付金は、新たに民生費寄付金を30万円計上している。

繰入金は、令和5年度決算に伴う介護保険特別会計など精算金を繰り入れることで4,263万3,000円の増額となる。

繰越金は、令和5年度決算に伴い、前年度繰越金を9億7,776万2,000円増額している。

諸収入は、新たに新型コロナウイルスワクチン接種費用助成金を計上するほか、国県支出金、過年度収入や、各種施設の指定管理料精算金を計上することで、4億2,199万5,000円を増額している。

市債は、臨時財政対策債を減額する一方で、新たに市民会館施設改修事業債を計上するほか、駅東通線整備事業債などを増額することで、2億4,570万円の増額となっている。

歳出について、総務費は新たに市民会館における施設改修工事を計上するほか、財政

調整基金や公共施設マネジメント基金への積み立てなどにより、9億2,713万円を増額している。

民生費は制度改正に伴う児童手当や保育士派遣委託料などの増額により、6億4,555万5,000円を増額している。

衛生費は、新たに健康増進センターにおける施設改修工事を計上するほか、新型コロナウイルスワクチン定期予防接種に対応するため、各種個別予防接種委託料などを増額することで、2億5,131万2,000円を増額している。

土木費は、駅東通線整備のため、新たに建物調査および補償積算委託料などを計上するほか、除草及び街路樹剪定委託料を増額することにより、459万7,000円の増額をしている。

消防費は、防火水槽撤去補償料について、流用元の予算を666万8,000円増額している。

教育費は、新たに教職員による犯罪被害者支援補助金や調停に係る解決金を計上するほか、朝霞中央公園野球場における施設改修工事を計上することで7,043万5,000円を増額している。

繰越明許費は、市民会館施設改修事業など3事業について、年度内に完了することが困難なため、翌年度に繰り越すものである。

債務負担行為補正については、公共交通空白地区への新たな公共交通運行事業損失補償について、来年度以降に滞りなく事業を執行するため、設定するものである。

地方債補正は、新たに市民会館施設改修事業などを追加するほか、駅東通線整備事業や臨時財政対策債など6件の地方債について、借入限度額の変更を行うものである。

(堤田こども・健康部長)

議案第67号は、令和6年度(2024年度)朝霞市国民健康保険特別会計補正予算第1号についてである。

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ、7,253万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を109億9,157万円とするものである。

歳入の概要について、繰入金、事務費繰入金は、マイナンバーカードと健康保険証の一本化に係る電算システム改造費として、209万円を増額している。

繰越金は、令和5年度決算の確定に伴い、7,044万4,000円を増額している。

次に歳出の概要について、総務費、一般管理事務費は、電算システム改造委託料として209万円を増額している。

基金積立金は、前年度繰越金7,044万4,000円を財政調整基金に積み立てるものである。

(佐藤福祉部長)

議案第68号は、令和6年度(2024年度)朝霞市介護保険特別会計補正予算第1号についてである。

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ、4億7,133万2,000円を増額するものでこれを含めた予算総額は95億9,513万1,000円となる。

歳入について、繰入金では第1項一般会計繰入金として低所得者保険料軽減繰入金で647万2,000円を増額するものである。

繰越金では、前年度決算額の確定により、4億6,486万円を増額するものである。

歳出について、基金積立金では介護保険保険給付費支払基金積立金を1億1,926万2,000円の増額をするものである。

諸支出金では、前年度決算の確定に伴う国、県、支払基金への返還金及び一般会計繰出

金と合わせて３億５，２０７万円を増額するものである。

（堤田こども・健康部長）

議案第６９号は、令和６年度（２０２４年度）朝霞市後期高齢者医療特別会計補正予算第１号についてである。

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ、３５５万４，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を１８億２，７２８万８，０００円とするものである。

歳入の概要について、繰越金は、令和５年度決算の確定に伴い、３５５万４，０００円増額している。

歳出の概要について、後期高齢者医療広域連合納付金は、令和５年度の出納整理期間に納付された後期高齢者医療保険料２５０万１，０００円を増額している。

諸支出金は、前年度繰越金のうち、１０５万３，０００円を一般会計に繰り出すものである。

（須田総務部長）

議案第７０号は、朝霞市職員の育児休業等に関する条例の一部改正である。

改正内容は法改正に伴って所要の改正及び字句の整理を行うもので、施行日は法改正の施行日と同様の令和７年４月１日からを予定している。

（須田総務部長）

議案第７１号は朝霞市税条例の一部を改正する条例である。

改正内容は、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、個人市民税については、公益信託に係る寄附金控除の制度の変更に伴う見直しを行うほか、固定資産税では非課税の範囲に係る運用情報を変更するものである。

個人市民税に係る改正は、公益信託に関する法律の施行日の属する年の翌年の１月１日から、固定資産税に係る改正は令和７年１月１日から施行する予定である。

（堤田こども・健康部長）

議案第７２号は、朝霞市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例である。

改正内容については、国の基準が改正されたことにより、家庭的保育事業等の職員の配置基準の改正を行い、附則においては、経過措置を設けるものである。

なお、この改正については、公布の日から施行したいと考えている。

（堤田こども・健康部長）

議案第７３号は、朝霞市国民健康保険条例の一部を改正する条例である。

改正内容については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の一部を改正する法律により、被保険者証が廃止されることに伴い、所要の改正を行うものである。

なお、この改正については、令和６年１２月２日から施行したいと考えている。

（益田上下水道部長）

議案第７４号は、朝霞市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例である。

改正内容については、水道法施行令等の改正により、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格が改められたことから、所要の改正を行うものである。

なお、この改正については、令和 7 年 4 月 1 日から施行したいと考えている。

(益田上下水道部長)

議案第 7 5 号は、朝霞市下水道条例の一部を改正する条例である。

改正内容については、下水道法施行令の改正に伴い、所要の改正を行うものである。

なお、この改正については、令和 7 年 4 月 1 日から施行したいと考えている。

(堤田こども・健康部長)

議案第 7 6 号は、朝霞市施設等利用費の支給に係る認可外保育施設の基準を定める条例を廃止する条例である。

内容については、令和元年の子ども・子育て支援法の一部を改正する法律で、無償化の対象施設とみなす経過措置期間が本年 9 月末日で終了となり、法律と条例の内容が同一となることから廃止するものである。

なお、本条例については、令和 6 年 1 0 月 1 日から施行したいと考えている。

(松岡都市建設部長)

議案第 7 7 号は、市道路線の廃止についてである。

市道 5 0 0 号線については、道路台帳の電子化に伴い、廃止すべき路線の廃止漏れを確認したため、廃止するものである。

(紺清市民環境部長)

議案第 7 8 号は、工事請負費契約の締結についてである。

工事名は仲町市民センター大規模改修工事である。工事の概要については、仲町市民センターの施設内及び敷地内の劣化箇所の大規模改修工事を行うものである。

工事の内容の主なものとして、屋上防水、外壁塗装、エレベーター改修、トイレのバリアフリー改修などである。

入札の経緯については、6 月 1 2 日に入札参加要件を定めた一般競争入札を行ったところ、3 社が応札し、その結果、協同建設株式会社が税抜き 1 億 6, 3 5 0 万円で落札している。ついては、協同建設株式会社と請負契約締結を行うため、上程するものである。

(小島学校教育部長)

議案第 7 9 号は、教育委員会委員任命に関する同意を求めることについてである。

市の教育委員会委員のうち、平木倫子氏の任期が令和 6 年 9 月 3 0 日をもって満了となるが、同氏を再び委員に任命いたしたく、ここに提案する次第である。平木氏は平成 2 4 年 1 0 月から教育委員会委員として活躍中である。ここで再任をお願いするものである。

(小島学校教育部長)

議案第 8 0 号は、教育委員会委員任命に関する同意を求めるについてである。

市の教育委員会委員のうち、高橋松久氏の任期が令和 6 年 9 月 3 0 日をもって満了となるが、同氏を再び委員に任命いたしたく、ここに提案する次第である。

高橋氏は平成 2 8 年 1 0 月から教育委員会委員としてご活躍中である。ここで再任をお願いするものである。

(堤田こども・健康部長)

議案第 8 1 号は、埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてである。

内容については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、被保険者証が廃止されることから、広域連合の規約を変更することについて協議するため、地方自治法第291条の11の規定により提出するものである。

(小島学校教育部長)

議案第82号は、和解することについてである。

本議案は令和6年2月20日に、相手方から不適切指導等慰謝料調停事件として、民事調停の申立てがあり、調停委員より、調停条項が示されたため、和解するものである。

内容として、今後学校と教育委員会が連携して組織的にいじめ等に対応していくことを約束し、解決金として、金員20万円の支払いをするものである。

(小島学校教育部長)

議案第83号は、財産の取得についての追認である。

内容については、令和2年度教師用教科書、指導書及び教材の購入契約が予定価格2,000万円以上の財産の取得であるにも関わらず、議会の議決を経ずに契約を締結していたため、本議会で議決をお願いするものである。

(小島学校教育部長)

議案第84号は、財産の取得についての追認である。

内容については、令和6年度教師用教科書、指導書及び教材の購入契約が予定価格2,000万円以上の財産の取得であるにも関わらず、議会の議決を経ずに契約を締結していたため、本議会で議決をお願いするものである。

(千葉危機管理監)

議案第85号は、財産の取得についての追認である。

内容については、令和4年度に契約した朝霞市災害用資機材購入契約が予定価格2,000万以上の財産の取得であるにも関わらず、議会の議決を経ずに契約を締結していたため、本議会で議決をお願いするものである。

【質疑等】

なし

【結果】

提案のとおり、決定する。

【閉会】